

令和6年10月8日
広島県薬剤師会保険薬局部会

薬局における調剤事故の発生について（注意喚起）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

日本薬剤師会より、次の通知がありましたので、お知らせいたします。

とりまとめられた資料につきましては、本会 Web サイトの新着情報よりご覧いただけます。

さて、先般、保険薬局において、誤ったハイリスクの薬剤が含まれている状態で一包化、交付され、服用した患者が死亡する調剤事故が発生したことが報道されました。

近年、薬剤師業務はいわゆる対人業務の推進を求められていますが、より適切で安全な薬物療法の提供が基本であることは何ら変わりません。さらに、ハイリスクの薬剤については、よりレベルの高い、厳格な安全体制が求められます。

平成19年4月1日より、薬局における安全管理体制の整備が開設者に義務付けられ、医薬品安全管理責任者の設置や業務手順書の作成等が、薬局開設者の遵守事項として規定されました。

また、公益財団法人日本医療機能評価機構が実施している「薬局ヒヤリ・ハット事例収集分析事業」については、薬局から多くの事例が報告され、それぞれの薬局では経験したことのないようなヒヤリ・ハット事例を知ることで、同様の事例が発生することがないようにあらかじめ防止対策を講じることや、他の薬局ではどのような改善策を立てているか参考にすることを目的としています。また、疑義照会や処方医への情報提供に関する事例として、医療安全に資する取り組みに関する事例が報告されており、それらの情報の共有によって、より適切で安全な薬物療法の提供に役立つものになっています。今回一包化に関して報告されている事項について、まとめましたのでご参考ください。

今一度業務手順書の見直しを行う、事故防止のための仕組みについて薬局内で話し合いを行うなど、改めて医療安全への対策を徹底していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。